



残暑の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第21回審議会の開催、事業計画変更（第1回）の認可、仮換地指定通知書の発送についてお知らせいたします。



## 第21回土地区画整理審議会を開催します。

駅北口土地区画整理審議会を下記の日程で行います。

1. 日時 平成25年8月20日（火）午後2時30分から
2. 場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
3. 議題
  - (1) 法第90条の申出について【報告】
  - (2) 換地設計について【意見】
  - (3) 仮換地指定について【意見】
  - (4) 保留地について【同意】
  - (5) 使用収益の停止について【意見】
  - (6) 使用収益開始通知について【同意】
  - (7) 換地設計及び仮換地指定の軽微変更について【同意】

※ 第21回土地区画整理審議会につきましては、個人情報に関する情報を取り扱いますので、非公開となります。

## 事業計画変更（第1回）が認可されました。

この度、市では平成25年7月22日に埼玉県知事に事業計画変更（第1回）の認可申請を行い、平成25年7月29日付けで埼玉県知事の認可を受けました。

これを受け、平成25年7月30日付けで事業計画変更（第1回）の決定を告示しました。

今後は、変更した事業計画に基づいて事業を進めて参ります。

1. 事業の名称	和光都市計画事業 和光市駅北口土地区画整理事業
2. 施行者の名称	和光市
3. 事業計画変更の概要	設計の概要の変更 ・公共施設計画 （道路計画、公園計画）の変更 ・整理施行前後の地積の変更  資金計画の変更
4. 事業期間	自：平成20年12月16日 至：平成35年 3月31日
5. 事業計画変更（第1回）の年月日	平成25年 7月30日

変更された事業計画に関する図書は、和光市駅北口土地区画整理事業事務所でご覧いただくことができます。

裏面へ続く

## 仮換地指定通知について

これまで、市では概略仮換地案個別説明会や仮換地案個別説明会を実施し、権利者の皆様方に仮換地の案を提示しながら進めて参りましたが、第21回審議会において、仮換地指定について諮問することになりました。審議会での承認後、8月下旬に「仮換地指定通知」を郵送いたします。

仮換地指定とは、道路等の公共施設の新設などの工事を行い、土地の区画を変更するため、従前の土地（現在の土地）に代えて、将来新たに使用することの出来る土地を指定することです。

### ○通知の対象者

通知は以下の方に対して行います。

通知の対象者	備考
・土地所有者	土地を所有している者
・借地権者	市に権利申告をしている者
・借地権以外の権利者	市に建物所有を目的としない地上権、賃貸借権等の申告をしている者

### ○通知の種類

通知の種類は以下のものがあります。

通知の種類	対象者
・仮換地指定通知	土地所有者
・仮に権利の目的となるべき宅地指定通知	借地権者、借地権以外の権利者
・使用収益停止の通知	換地不交付の申出者、換地不交付となる私道等所有者

### ○通知の方法

仮換地指定通知は、配達証明郵便により送付します。  
また、共有者の方につきましては、共有者全員分の通知書を送付します。

### ○施行者からのお願い

所有権や借地権等の権利について、異動や変更、消滅があった場合、また、住所の変更があった場合には、当事務所までご連絡ください。

住所変更につきましては、8月下旬に仮換地指定通知の郵送を予定していますので、早めに連絡願います。

## Q & A

Q1. 仮換地指定通知を受領拒否した場合、居所不明の場合は？

A1. 土地区画整理法第133条第1項の規定により、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確認することができないときは、その書類の内容の公告をすることをもって書類の送付にかえるものとします。

Q2. 仮換地指定通知に不服があるときは？

A2. 通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。  
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に和光市を被告として取消訴訟を提起することができます。

Q3. 仮換地指定通知を紛失したら？

A3. 「仮換地指定通知」は、紛失されましても再発行はできませんので、土地区画整理事業が完了するまで大切に保管してください。

Q4. 仮換地に関する証明書等が必要となった場合は？

A4. 土地区画整理事業の施行中に「仮換地証明書」又は「底地証明書」等が必要な場合には、施行者にて発行いたしますので、必要の際には当事務所へ申請してください。  
※申請には印鑑が必要となります。また、権利者以外の方が申請する場合には委任状が必要となります。

Q5. 土地の分合筆や権利変動（売買、相続等）したい場合は？

A5. 事業を円滑に推進するためにも、事前に施行者へ連絡または相談してください。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603

mail：e0500@city.wako.lg.jp

